

三芳町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

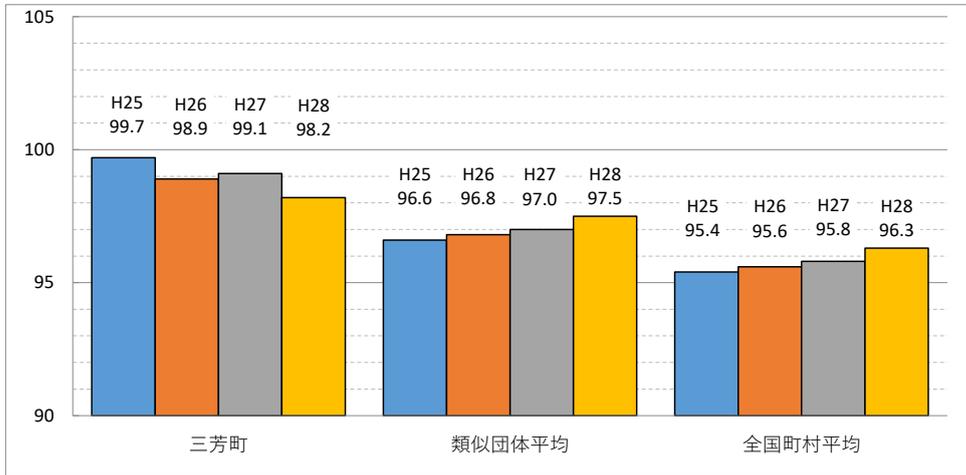
区分	住民基本台帳人口 (H28年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) H26年度の人件費率
H27年度	38,188人	14,302,355千円	773,873千円	2,368,055千円	16.6%	15.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H27年度	273人	1,039,261千円	214,656千円	411,515千円	1,665,433千円	6,100千円	5,762千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には含まれておりません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置が無いとした場合の値です。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③のいずれにも該当しません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準に平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされています。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施〕

実施内容

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%引下げを行っています（国は2.0%の引下げ）。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しています。

②地域手当の見直し

実施内容

（支給割合）国基準6%に対し、三芳町においては7%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
三芳町の支給割合	8%	7%	—	7%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（H28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三芳町	45.9歳	328,403円	391,196円	377,812円
埼玉県	43.2歳	330,689円	418,752円	372,775円
国	43.6歳	331,816円	-	410,984円
類似団体	41.7歳	309,814円	374,408円	343,774円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三芳町	54.1歳	5人	336,760円	395,322円	379,001円	-	-	-	-
うち土木作業員	54.0歳	3人	332,033円	368,416円	364,549円	-	-	-	-
うち自動車運転手	54.3歳	2人	-	-	-	自家用自動車 運転者	59.1歳	191,900円	-
埼玉県	52.0歳	243人	328,683円	386,373円	362,610円	-	-	-	-
国	50.4歳	2,876人	287,447円	-	329,358円	-	-	-	-
類似団体	50.5歳	10人	298,826円	329,060円	318,116円	-	-	-	-

※自動車運転手については、対象となる職員数が少ないため個人が特定されることから公表しておりません。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
三芳町	5,610,245円	-	-
うち土木作業員	5,515,503円	-	-
うち自動車運転手	-	2,453,800円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成25年～27年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（H28年4月1日現在）

区分	三芳町	埼玉県	国	
一般行政職	大学卒	188,600円	183,300円	176,700円
	高校卒	154,300円	149,000円	144,600円
技能労務職	高校卒	-	151,500円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（H28年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	277,300円	370,700円	388,200円	427,900円
	高校卒	-	321,900円	355,800円	368,800円
技能労務職	高校卒	-	-	-	-
	中学卒	-	-	-	-

※一般行政職経験年数10年は10年以上15年未満、20年は20年以上25年未満、25年は25年以上30年未満、30年は30年以上35年未満の職員について掲載しています。

※「-」表記については、対象となる職員がない、または職員数が少ないため個人が特定されることから公表しておりません。

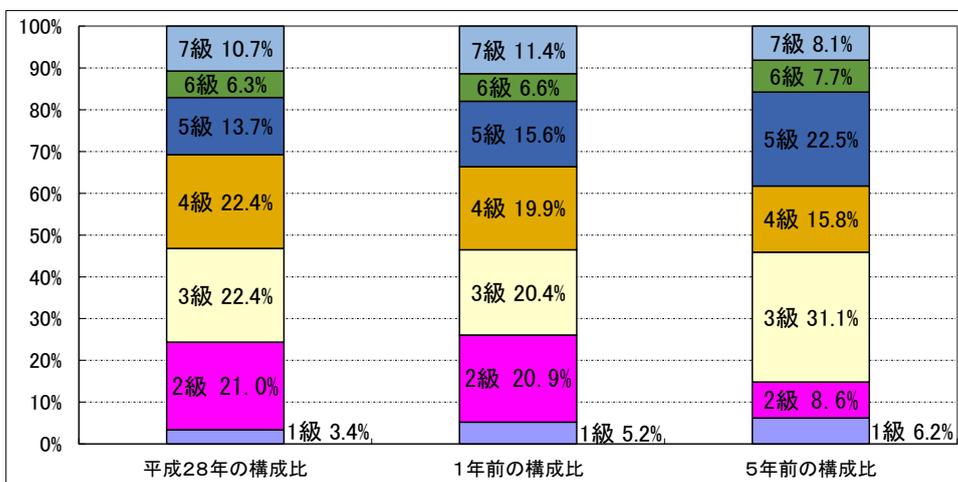
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（H28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	7人	3.4%	140,100円	238,700円
2級	主事	43人	21.0%	176,700円	292,200円
3級	主任	46人	22.4%	226,400円	348,800円
4級	主査	46人	22.4%	259,900円	379,800円
5級	主幹	28人	13.7%	286,200円	391,800円
6級	副課長	13人	6.3%	317,000円	409,000円
7級	課長	22人	10.7%	361,300円	443,700円

(注) 1 三芳町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	三芳町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用	○	○		
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 芳 町		埼 玉 県		国	
1人当たり平均支給額 (H27年度)	1,548千円	1人当たり平均支給額 (H27年度)	1,678千円	—	
(H27年度支給割合)		(H27年度支給割合)		(H27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分 (1.45) 月分	1.60 月分 0.75 月分	2.60 月分 (1.45) 月分	1.60 月分 0.75 月分	2.60 月分 (1.45) 月分	1.60 月分 0.75 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度における運用	三芳町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (H28年4月1日現在)

三 芳 町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額 21,828千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (H28年4月1日現在)

支給実績(H27年度決算)		82,096千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)		289,071円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	7%	282人	—
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)		99.1 (98.2)	

※地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数です。
(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (H28年4月1日現在)

支給実績(H27年度決算)		30千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)		1,667円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(H27年度)		6.2%	
手当の種類(手当数)		4手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	健康増進課職員	消毒作業	日額1,000円
行旅病人等取扱手当	福祉課職員	行旅死病人の収容	1件につき 行旅病人 2,000円 行旅死亡人 5,000円
災害作業手当	全職員	災害対策業務	1回につき1,000円
徴収等事務手当	税務課職員	町税の徴収事務	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(H27年度決算)	27,991千円
職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)	133千円
支給実績(H26年度決算)	26,364千円
職員1人当たり平均支給年額(H26年度決算)	131千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日の職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間職員を含みません。

(6) その他の手当 (H28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(H27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		32,235千円	242,367円
	配偶者以外 6,500円				
	配偶者のいない場合の1人目 11,000円				
	満16歳～22歳までの子 +5,000円				
住居手当	貸家、貸間 27,000円 (支給限度額)	同じ		12,266千円	292,041円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額	異なる	距離区分及び 支給金額	17,254千円	69,574円
	交通用具利用者 距離に応じた額				
	2km以上5km未満 3,300円				
	以下 2km増毎 +1,000円				
	33km以上(上限) 18,300円				
管理職手当	支給額	異なる	支給金額及び 計算方法	36,768千円	448,390円
	参事 45,000円				
	課長 45,000円				
	副課長 37,000円				
	主幹 30,000円				
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は平日深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 週休日等7,000円から9,000円 平日深夜4,000円から6,000円	異なる	支給金額	0千円	0円
日直手当	1回 5,000円	異なる	支給金額	1,290千円	8,958円
	年末年始(12/29～1/3) 10,000円				
休日勤務手当	1時間当たりの給料単価×135%	同じ		251千円	12,570円

5 特別職の報酬等の状況（H28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	町 長	712,500円	(750,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	640,000円		920,000円 /	585,600円		
報酬	議 長	326,000円		499,000円 /	227,000円		
	副 議 長	272,000円		430,000円 /	182,000円		
	議 員	252,000円		400,000円 /	157,000円		
期末手当	町 長	(H27年度支給割合)					
	副 町 長	4.20 月分					
退職手当	議 長	(H27年度支給割合)					
	副 議 長	4.20 月分					
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 町 長	75万円×在職月数×0.35×1.15	14,490,000円	任期毎			
	備 考	64万円×在職月数×0.21×1.15	7,418,880円	任期毎			
		支給額につきましては埼玉県市町村総合事務組合退職手当支給条例によります。					

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

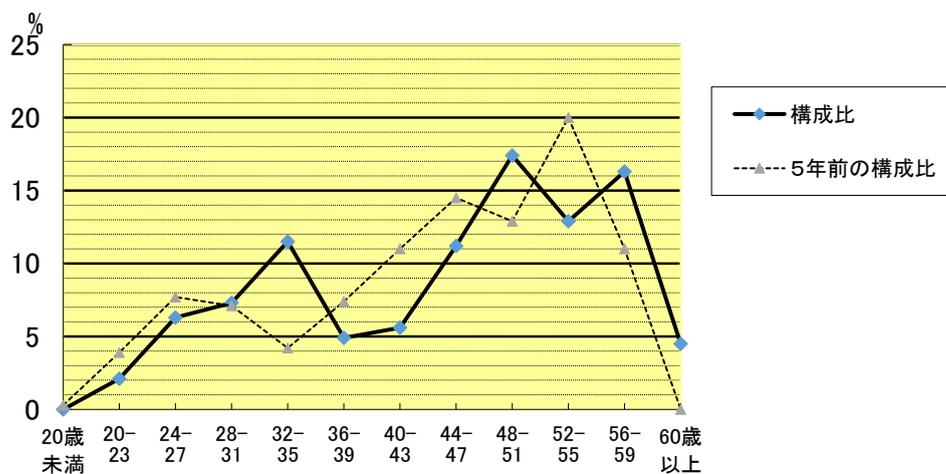
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	67	64	△3	(減)人員配置見直しによる減
		税務	23	22	△1	(減)人員配置見直しによる減
		民生	76	72	△4	(減)保育所、児童福祉施設の人員配置見直しによる減
		衛生	19	19	0	
		農林水産	7	7	0	
		商工	3	3	0	
		土木	23	27	4	(増)スマートIC業務の業務増による増 (増)土木業務欠員補充による増
	計	221	217	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.82 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 50.00 人)	
		教育部門	46	41	△5	(減)人員配置見直しによる減
	小計	267	258	△9	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.56 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.41 人)	
公営企業部門等	水道	7	7	0		
	下水道	5	4	△1	(減)人員配置見直しによる減	
	その他	20	18	△2	(減)人員配置見直しによる減	
	小計	32	29	△3		
合 計		299	287	△12	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.15 人	
		[381]	[381]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（H28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	18人	21人	33人	14人	16人	32人	50人	37人	47人	13人	287人

(3) 職員数の推移

部 門	年 度						過去5年間の増減数(率)	
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	増減数	増減率
一般行政	223人	217人	213人	212人	221人	217人	▲6人	▲2.7%
教育	52人	54人	56人	52人	46人	41人	▲11人	▲21.2%
公営企業等会計	36人	36人	34人	31人	32人	29人	▲7人	▲19.4%
総合計	311人	307人	303人	295人	299人	287人	▲24人	▲7.7%

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H26年度の総費用に 占める職員給与費比率
H27年度	776,489千円	51,288千円	41,693千円	5.4%	5.6%

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。また、対象となる職員が少ないため個人が特定されることから、公表しておりません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H27年度	7人	31,997千円	6,425千円	9,689千円	48,111千円	6,873千円	6,191千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項
特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (H28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三芳町水道事業	53.9歳	380,921円	572,748円
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		三 芳 町 (一 般 行 政 職)	
1人当たり平均支給額 (H27年度)	1,384千円	1人当たり平均支給額 (H27年度)	1,548千円
(H27年度支給割合)		(H27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45) 月分	0.75 月分	(1.45) 月分	0.75 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (H28年4月1日現在)

水 道 事 業			三 芳 町 (一 般 行 政 職)		
(支給率)	自己都合	勲褒・定年	(支給率)	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	22,491千円		1人当たり平均支給額	21,828千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (H28年4月1日現在)

支給実績(H27年度決算)			2,483千円
支給職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)			354,654円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	7%	7人	7%

エ 特殊勤務手当 (H28年4月1日現在)

職員全体に占める手当支給職員の割合(H27年度)	-
職員全体に占める手当支給職員の割合(H27年度)	-
手当の種類(手当数)	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(H27年度決算)	153千円
職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)	51千円
支給実績(H26年度決算)	381千円
職員1人当たり平均支給年額(H26年度決算)	127千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日の職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間職員を含みません。

カ その他の手当 (H28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(H27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(H27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		1,764千円	294,000円
	配偶者以外 6,500円				
	配偶者のいない場合の1人目 11,000円				
	満16歳~22歳までの子 +5,000円				
住居手当	貸家、貸間 27,000円 (支給限度額)	同じ		0千円	0円
通勤手当	交通機関等利用者運賃相当額	同じ		321千円	64,191円
	交通用具利用者距離に応じた額				
	2km以上5km未満 3,300円				
	以下 2km増毎 +1,000円				
	33km以上(上限) 18,300円				
管理職手当	支給額	同じ		1,704千円	426,000円
	参事 45,000円				
	課長 45,000円				
	副課長 37,000円				
	主幹 30,000円				
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は平日深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 週休日等7,000円から9,000円 平日深夜4,000円から6,000円	同じ		0千円	0円
休日勤務手当	1時間当たりの給料単価×135%	同じ		0千円	0円